

宮崎市交流プラザきよたけの指定管理者候補者の選定について

宮崎市交流プラザきよたけの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成26年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

交流プラザきよたけ運営協議会

(2) 代表者名

会長 長友 芳文

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市清武町西新町1番地1

(4) 設立年月日

平成22年3月5日

(5) 設立目的

交流プラザきよたけの管理運営を通して、地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化と地域の振興を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

- ① 地域の特産品、農産加工品等の展示及び販売に関すること。
- ② 地域住民の憩いのための施設の提供に関すること。
- ③ 生産者と消費者の交流による地産地消及び食育に関すること。
- ④ 高齢者、障がい者等の社会参加の促進に関すること。
- ⑤ 世代間交流の促進に関すること。
- ⑥ 観光情報、イベント情報その他の情報の提供に関すること。
- ⑦ 交流プラザきよたけの施設及び備品の維持管理に関すること。
- ⑧ 会員の技術向上のための研修会等の開催に関すること。
- ⑨ 会員の相互理解と親睦を図るための事業に関すること。
- ⑩ その他目的達成のために必要な事業

(7) 資本金又は基本財産

565千円

(8) 従業員数

正職員2名 パート職員8名（うち、障がい者2名） 計 10名

2. 指定期間（予定）

平成27年3月23日から平成32年3月31日まで（5年9日間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

- ① 施設名 宮崎市交流プラザきよたけ
- ② 所在地 宮崎市清武町西新町1番地1
- ③ 施設規模等
 - 敷地面積 1,362.03㎡
 - 建築面積 364.25㎡ 木造金属葺き平屋建て
 - 延床面積 364.25㎡
 - コミュニティスペース、特産品等販売施設、多目的スペースほか

(2) 業務概要

- ①市民の交流の促進に関すること。
- ②地域の特産品、農産加工品等の展示販売等のための施設の提供に関すること。
- ③観光情報、イベント情報その他の情報の提供に関すること。
- ④宮崎市交流プラザきよたけ条例（以下条例という。）に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- ⑤宮崎市交流プラザきよたけの利用の許可及び利用料金に関する業務
- ⑥宮崎市交流プラザきよたけの施設及び附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ⑦その他、条例第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

(3) 現在の管理方法

指定管理者：交流プラザきよたけ運営協議会

平成25年4月1日から平成27年3月22日まで

4. 事業計画の概要

世代間や生産者・消費者など、地域における幅広い交流を図り、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域情報を発信する拠点づくりを行う。また、地産地消、食育の促進を図るため、消費者のニーズにあった「地域の特産品・農産加工品等」を展示販売する。

また、運営上の責任を明確にするため、27年度中に交流プラザきよたけ運営協議会の法人化を進める。

以上の方針に基づいて、下記の事項を積極的に展開する。

(1) コミュニティスペース、多目的スペースの有効活用

① いろいろな教室の企画

蕎麦打ち、寄せ植え、料理教室、エコバック作り、工芸教室など

② 「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」などの啓発のための展示スペースの提供

③ 清武産の茶葉使用の給茶器設置

- ④軽食提供など
- (2) 地域の特産品、農産加工品等の品揃えと安定出荷
 - ①生産者毎の適量出荷依頼
 - ②安定出荷のための集荷の強化
 - ※生産者持込が原則であるが、需要が多い場合や学校給食センターへの納入の場合。
 - ③多品目少量生産の推進のため、高齢者の庭先生産の拡大
- (3) 生産者の拡大・充実
 - ①生産者の拡大をするために、特産品等販売施設の工夫を行う
 - ②量の多い野菜は、生産者出荷時間の調整を行う
- (4) 公的機関との連携強化
 - ①市役所、商工会などのイベントに積極的に参加する
 - ②学校給食センターへの農産物の納入
- (5) 生産者と消費者の交流による地産地消及び食育の促進
 - ①生産者レシピによる試食提供
 - ②消費者レシピによる試食提供
- (6) 高齢者・障がい者などの社会参加の促進に寄与する
 - ①高齢者・障がい者のコミュニティスペースの利用促進
 - ②デイケア等のコミュニティスペースの利用促進
 - ③障がい者の雇用継続
 - ※現在2名の雇用をしている。
 - ④宅配サービス
 - ※現在、高齢者へのサービスとして、購入後に重量物を宅配しているが、ホームページ等を活用した方法を検討する。
- (7) 世代間交流の促進
 - ①「宮大の日」の学生と消費者の交流
 - ②職場体験研修生の受け入れ
 - ・加納中学校、清武中学校、第一中学校、高鍋高校ほか
 - ・清武小2年生の町探検
 - ③コミュニティスペースでの教室（自由参加）
 - ・新聞紙でのエコバッグづくり（月1回）
 - ・陶芸教室（2ヶ月に1回）
- (8) イベント情報などの提供
 - ①掲示板への掲示
 - ②ホームページの開設
- (9) 接客の向上（職員研修）
 - ①各種講習会の受講
 - ・接客
 - ・ラッピング
 - ②月1回の全スタッフミーティング

(10) 環境保護及び福祉施策の取組状況

- ①廃棄物の減量・分別収集・リサイクルを徹底する。
- ②省エネルギーを推進するためのマニュアルを設定し節電・節水に努め、利用者の利便性、意見等を考慮して、臨機応変に対応する。
- ③障がい者や高齢者に配慮した取り組みを積極的に行う。

5. 収支計画の概要

■収入

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5ヶ年計
指定管理料	2,800	2,500	2,000	1,500	1,000	9,800
利用料金	13,600	14,300	15,000	15,800	16,500	75,200
その他	12,476	12,417	12,342	12,349	12,302	61,886
収入合計	28,876	29,217	29,342	29,649	29,802	146,886

■支出

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5ヶ年計
人件費	17,450	17,621	17,794	17,968	18,144	88,977
維持管理費	2,750	2,850	2,750	2,850	2,750	13,950
委託料	800	800	800	800	800	4,000
事務費	7,700	7,760	7,820	7,880	7,950	39,110
その他	176	186	178	151	158	849
支出合計	28,876	29,217	29,342	29,649	29,802	146,886

- ・指定管理料の削減 平成26年度予算比4,200千円(60%)削減
- ・利用料金収入の増加 平成26年度予算比600千円(4.6%)増加
- ・平成27年3月23日～31日の指定管理料(提案)額は、0円。

※上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画(指定管理料を含む。)は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

6. 選定結果の概要

(1)公募の概況

①応募団体数

1団体 交流プラザきよたけ運営協議会

②募集日程等

要項及び申請書類様式の配布 平成26年7月25日～8月29日
申請書類の受付【事前申請】 平成26年8月11日～29日
〃 【本申請】 平成26年9月3日～29日
質問書の受付【第一次】 平成26年8月11日～15日
〃 【第二次】 平成26年9月3日～5日
質問書の回答【第一次】 平成26年8月22日

〃	【第二次】	平成 26 年 9 月 12 日
現地説明会		平成 26 年 8 月 8 日
書類審査等		平成 26 年 8 月 29 日～10 月 23 日
第 1 回選定委員会		平成 26 年 7 月 14 日
第 2 回選定委員会		平成 26 年 10 月 24 日
(プレゼンテーション及びヒアリングの実施・審査)		

(2)宮崎市交流プラザきよたけ指定管理者候補者選定委員会
(敬称略)

	役 職 等
会 長	清武町合併特例区事務局長(清武総合支所長)
委 員	農業団体職員(市民委員)
〃	フードコーディネーター(市民委員)
〃	税理士(市民委員)
〃	商工関係代表(市民委員)
〃	清武町合併特例区地域づくり班班長
〃	清武町合併特例区地域づくり班副班長
〃	清武町合併特例区地域振興班副班長

(3)選定の概況

ア選定理由

宮崎市交流プラザきよたけ指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準に準じて、総合的に審査を行った。

- ①事業計画に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③事業計画書の内容が、当該施設の収益性の確保及び当該施設の管理に係る経費の縮減を向上させるものであること
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ⑤安全管理に対する対応
- ⑥労働福祉の状況
- ⑦環境保護及び障がい者の雇用等の福祉施策への取組状況

その結果、候補者（現指定管理者）の実績として、コミュニティスペースについては、市民に利用目的が定着しており、高齢者から子供連れの母親など世代を問わず、多くの市民が利用している状況で、市民の交流の促進に寄与している。特産品等販売施設では、地域の特産品等の売上げが順調に増加しており、地産地消、食育

の促進にも貢献していることを評価し、今後も利用者の増加が見込まれる。

指定管理料については、4, 200千円の減額（60%の減額）となるため、委員から運営に支障が出ないように、特産品等販売施設の売上げの増、人件費の削減を含めた効率的な運営、利用料金の率改定などの意見が出されたが、候補者においても、効率的な運営を行い、併せて特産品等販売施設の売り上げ増に努力することなど十分理解している。

また、運営上の責任を明確にするため、組織の法人化を進めるとしている。

以上により、これまでの実績及び事業計画等を総合的に勘案し、交流プラザきよたけ運営協議会が、当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

審査項目	配点	採点合計
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	80	57
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	120	94
3. 事業計画書の内容が、当該施設の収益性の確保及び当該施設の管理に係る経費の縮減を向上させるものであること	200	140
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	240	169
5. 安全管理に対する対応	40	28
6. 労働福祉の状況	40	27
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉施策への取組状況	80	66
合 計	800	581
【参考】指定管理料提案額(平成27年度額)	2, 800 千円	